

不公正な取引方法に係る経済産業省と公正取引委員会の協力スキームの構築について

平成20年3月28日
経済産業省

3月11日に閣議決定された独占禁止法改正案においては、不当廉売や優越的地位の濫用等の不公正な取引方法について抑止力の強化を図ることが重要との認識のもと、これらの違反行為を新たに課徴金の対象とすること等が盛り込まれました。

一方、こうした不公正な取引方法について、迅速かつ効果的に調査・取締りを行うためには、公正取引委員会の行う情報収集や審査に対し、中小企業や所管業界の実態に知見を有する経済産業省が、これまでの適正取引推進のための取組を踏まえつつ協力していくことが重要と考えられます。こうした観点から、今般、経済産業省と公正取引委員会との間で協力スキームを構築し、運用を開始することと致しましたので、お知らせいたします。

事業者が不公正な取引方法により被害を受けた又は受けるおそれがあると考えられる場合には、経済産業省本省及び各経済産業局の業所管課、競争環境整備室又は中小企業庁において、随時相談を受け付けております。経済産業省では、受け付けた相談内容を精査し、独占禁止法の不公正な取引方法に該当する疑いのある事案と判断した場合には、公正取引委員会に通報を行います。通報を受けた公正取引委員会は、必要に応じ経済産業省と協力しつつ、当該事案に係る情報収集や審査を行うこととなります。(協力スキームの詳細は別添)

(注)「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の関係で相談窓口が設置されている場合には、当該窓口をご活用下さい。また、関係事業者団体において相談窓口を設置されている場合には、当該相談窓口のご担当からのご相談も受け付けます。

関係の事業者団体各位におかれましては、上記協力スキームについて、団体に所属する事業者の方々に広く周知の程、よろしくお願い致します。

不公正な取引方法に係る協力スキームに関する相談先

不公正な取引方法に係る協力スキームに関する相談先については、経済産業省本省の業所管課、製造産業局参事官室、競争環境整備室、中小企業庁事業環境部取引課並びに地方経済産業局の業所管課、競争環境整備室、中小企業課までお願いします。連絡先は以下のとおりとなっております。

経済産業省本省（業所管課） 電話：03-3501-1511（代表）	製造産業局参事官室 電話：03-3501-1689（直通）
経済産業政策局競争環境整備室 電話：03-3501-1550（直通）	中小企業庁事業環境部取引課 電話：03-3501-1669（直通）
北海道経済産業局 電話：011-709-2311（代表）	東北経済産業局 電話：022-263-1111（代表）
関東経済産業局 電話：048-601-1200（代表）	中部経済産業局 電話：052-951-2683 （総務課直通）
近畿経済産業局 電話：06-6966-6000（代表）	中国経済産業局 電話：082-224-5615 （総務課直通）
四国経済産業局 電話：087-811-8900（代表）	九州経済産業局 電話：092-482-5405 （総務課直通）

以下の業種では、業種毎の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の相談窓口を設けております。こちらへお問い合わせ頂いても結構です。

<電話：03-3501-1511（代表）>

素形材産業	製造産業局素形材産業室
自動車産業	製造産業局自動車課
産業機械・航空機等	製造産業局産業機械課、航空機武器宇宙産業課
情報通信機器産業	商務情報政策局情報通信機器課
繊維産業	製造産業局繊維課
情報サービス・ソフトウェア	商務情報政策局情報処理振興課
広告産業	商務情報政策局文化情報関連産業課

不公正な取引方法に係る協カスキーム
(公正取引委員会と経済産業省との協カスキーム)

1 目的

不公正な取引方法に係る違反被疑行為（以下「違反被疑行為」という。）に係る情報を効果的に収集し、機動的に調査・処分を行うための公正取引委員会と経済産業省との協カ体制を構築する。

2 違反被疑行為の情報収集に係る協カ

- (1) 公正取引委員会及び経済産業省は、不公正な取引方法に係る情報の積極的把握に努める。
- (2) 経済産業省は、違反被疑行為に係る情報に接した場合には、違反被疑行為に係る事実を特定し、周囲の事業者の状況など周辺情報を収集し、必要に応じて、公正取引委員会に通報する。
- (3) 中小企業庁は、接した情報を精査し、事案の重要性・情報の確度に応じて、公正取引委員会に対し中小企業庁設置法に基づく措置請求を行う。措置請求制度を活用していくために、中小企業庁は公正取引委員会の協力を得て、必要な事務処理手続規定の整備を行う。
- (4) 公正取引委員会は、自ら申告を受け又は探知した事案並びに(2)の通報及び(3)の措置請求を受けた事案について、その内容に応じて、申告人等に対する所要の調査を行う。当該調査に際して、公正取引委員会は、必要に応じて、独占禁止法41条に基づき経済産業省に調査を囑託する。囑託を受けた経済産業省は、法令上の適切な権限に基づき、速やかに調査を行い、結果を公正取引委員会に報告する。
- (5) 公正取引委員会は、(4)により調査を囑託した経済産業省から報告された調査結果が、関係者の協カ拒否等により、囑託の所期の目的を達していないと認める場合は、自ら所要の調査を行う。

3 違反被疑行為の審査に係る協カ

- (1) 経済産業省は、あらかじめ又は公正取引委員会の要請に応じて、公正取引委員会が行う違反事件審査等に協カするための要員を確保する。
- (2) 公正取引委員会は、自ら申告を受け又は探知した事案並びに2(2)の通報及び(3)の措置請求を受けた事案を処理するため、経済産業省と協カの

上、実際に違反事件審査等に協力する要員について、公正取引委員会事務総局に併任発令を行う。

- (3) 公正取引委員会は、上記2で情報を収集した事案について、違反事件審査を行う必要があると判断した場合、関係人等に対する所要の調査を行う。当該調査に際して、公正取引委員会は、必要に応じて、上記(2)の併任者を指揮して調査を行う。

4 連絡会議

公正取引委員会と経済産業省との協力を円滑に進めるため、連絡会議を設置する。